

特定非営利活動法人 地質情報整備活用機構

倫理綱領

基本認識

1 地質技術は、鉱物・エネルギー資源の開発，社会資本の整備，自然災害の防止や低減に貢献してきた。また，技術の大いなる発展に支えられた現代文明は，人類の生活を飛躍的に向上させた一方で，社会構造や自然環境に大きな変化と負荷をもたらし，資源の枯渇や自然災害の多発として現象化している。特に，地形・地質的に極めて脆弱な体質を抱えている日本の国土においては，地震災害，火山災害，斜面災害などが，社会の脆弱性を増幅している。地質技術者は，この状況を深く認識し，人々の安全・安心な生活環境の創出と地球規模での持続的な発展に貢献する。

2 特定非営利活動法人地質情報整備活用機構(以下「当機構」という。)は，地盤工学・応用地質学などに関する研究者および技術者の相互の交流を図り，その有機的な連携の下，学際的・総合的に当該分野の知識・技術の普及・啓発を図り，学術・文化の発展に寄与すること並びに将来を担う次の世代に知識・技術を継承することを目的としている。

当機構は，以上の基本認識を踏まえ，会員が遵守すべき行動規範として，次のとおり倫理綱領を定める。

倫理綱領

(公平性と透明性の確保)

1 会員は，会の運営にあたって，基本的人権を守り，人種，宗教，思想，性，職業，地位，年齢にとらわれない，運営の公平性を確保し，また，情報の開示により事業活動の透明性を確保する。

(知識，技術の研鑽と技術の行使)

2 会員は，蓄積された広範な知識・技術を尊重しつつ，新しい知識や技術の研鑽に励み，技術の行使にあたっては，現世代のみならず未来世代の生存条件を保証するという視点から，技術的確信をもって最善の取組みを行う。

(他分野との交流と社会への貢献)

3 会員は，自らの有する専門的知識，技術，経験を踏まえつつ，自己の属する組織にとらわれることなく，国内外における他の専門分野との情報交換，連携に努め，変化する社会に柔軟に対応し，その持続的発展に貢献する。

(自然に対する態度)

4 会員は，地球科学を学問的基礎に置き自然と深く関わる立場から，自然災害から国民を守り，かつ，美しい国土を維持することを責務とし，真摯な態度で自然と向き合い，その持てる知識・技術を国民的レベルにおいて活用することを使命とする。

(各種事業への貢献と地域住民への広報)

5 会員は，その専門知識，技術により得た知見・経験を住宅・社会資本整備事業，環境関連事

業，資源関連事業，その他の経済事業に生かす活動を積極的に進めるとともに，講演会，シンポジウム，出版物などを通じて地域住民に積極的に広報し，各種事業の適切な推進に貢献する。

(次世代への寄与)

6 世界的に見ても特異な地質構造を持つ国土に「安心して安全に生活できる社会」を構築するためには，継続的な地球科学の研究が必要であり，会員は，次世代を担う人々に，地球科学に関する伝統技術や歴史的遺産を伝承し，教育し，次世代において，地球科学分野のさらなる創造が可能な環境を整備する。

(中立，公正な立場の堅持)

7 会員は，研究成果の発表又は業務の実施にあたって，公益を失うことのないよう，中立・公正な立場を堅持する。また，業務などに関わる全ての人々に対して公平，不偏な態度を保ち，その役割を尊重する。さらに，法律，条例，規則等に従って業務を行い，不当な対価を直接または間接に，与え，求め，または受け取らない。

(説明責任と成果の尊重)

8 会員は，自己の業務などについてその意義と役割を積極的に説明し，それへの批判に誠実に対応する。さらに必要に応じて，自己および他者の業務を適切に評価し，積極的に見解を表明する。他人の研究成果，地質情報等を収集整備する業務において，他人の成果に対して，中傷，著作権侵害，盗用などの不正行為はいかなる理由があっても行わない。

(良質な成果物の提供と守秘義務)

9 会員は，他から依頼を受けた業務に関し，信義をもってこれにあたり，良質な成果物を提供するとともに，業務の遂行中に知り得た秘匿事項を他に漏らさない。

2005年1月29日制定

2011年7月12日改訂